

令和7年10月20日

大阪府議会議長 金城克典様

提出者

大阪府議会議員	角谷庄一	藤村昌隆
	しかた松男	

賛成者

大阪府議会議員	橋本ゆうと	中川誠太
	浦本ともえ	牛尾治朗
	大野ちかこ	山本真吾
	前田洋輔	中野剛
	中井もとき	

第2号意見書案

日本版 DBS を軸に子どもたちが安全・安心にすごせる環境づくりを求める意見書

学校や学習塾等で指導するという優越的立場を悪用した教育者による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶たない。被害を受けた児童生徒、保護者は、その被害に生涯苛まれ、結果、教育現場への不信感が高まり続け、実直に生徒と向き合う多くの教育者を苦しめている。児童生徒が成人し性被害を相談することで、初めて事件が発覚することもあり、被害が公になるまでの間に新たな被害者を生み出してしまう状況を鑑みれば、国を挙げた厳格な制度の導入が必要である。

このような中、大阪府では教員によるわいせつ行為等から児童生徒を守るため、教員採用選考において特定免許状失効者管理システム等を活用し、志願者全員の処分歴を確認するなど、教員による児童生徒等に対するわいせつ行為を防止する取り組みを進めている。

また、国においては、令和6年3月19日、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）案を国会へ提出し、同法案は令和6年6月19日に成立されている。

こども性暴力防止法では、対象事業者に教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置（以下「措置」という。）を講じることを義務付けているが、学校、保育所、児童養護施設等の学校設置者等は、法律上、当然に対象事業者であるものの、学習塾やスポーツクラブ、認可外保育施設、放課後児童クラブ等の民間教育保育等事業者については、認定申請があつて初めて対象事業者として認定され、措置の実施が義務づけられる仕組みとなっている。

また、犯罪事実確認の対象となる性犯罪については、刑法による不同意わいせつ等、児童福祉法による淫行をさせる罪等、都道府県の条例で定める罪であつて、みだりに人の身体の一部に接触する行為等を罰するものとして政令で定めるもの等とされており、起訴猶予、行政処分、示談や和解により事件が表面化されなかった場合や海外で罰せられた性犯罪は対象とされていない。

さらに、犯罪事実確認の手続きについては、犯歴ありなしにかかわらず、確認申請に必要とされる戸籍情報については従事予定者から直接こども家庭庁に提出することとされ、また、犯歴ありの場合、こども家庭庁は、犯罪事実確認書を交付するにあたっては、まず、回答内容を従事予定者に事前に通知し、従事予定者は通知内容の訂正が請求可能とされている。

このような従事予定者本人が申請過程に関与する仕組みでは、児童対象性暴力等の防止が担保できるとは言い難い。

子どもに対する性犯罪や性暴力は人権を侵害する行為であり、子どもの心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響をもたらす。また、子どもの立場の弱さに乗じて犯罪が行われるため、第三者が被害に気付きにくく、継続する可能性も高い。

現在、法の施行（施行期限：令和8年12月25日）に向け、こども性暴力防止法施

行準備検討会において、さまざまな整理がなされているところであり、令和7年9月12日には、中間とりまとめ案が提示されているが、児童生徒を性犯罪・性暴力から守る社会の実現を大きく前に進めるための議論が進むことを期待して、以下の内容について求める。

- 1 一定の時間以上子どもと接する民間教育保育等事業者については、制度上、当然に対象事業者とすることとし、これに該当しない民間教育保育等事業者については、申請に基づく認定制とすること。
- 2 性犯罪・性暴力に該当する起訴猶予や行政処分、示談、和解、海外での性犯罪も、犯罪事実確認の対象とすること。なお、犯歴情報は極めて機微性の高い個人情報であることから、その扱いには十分配慮すること。
- 3 その他、性犯罪の未然防止に資する取組について、調査・研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
法務大臣		
文部科学大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		
国家公安委員会委員長		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		

大阪府議会議長
金城 克典